

クリーニング所(一般) の て び き



2026 年 5 月

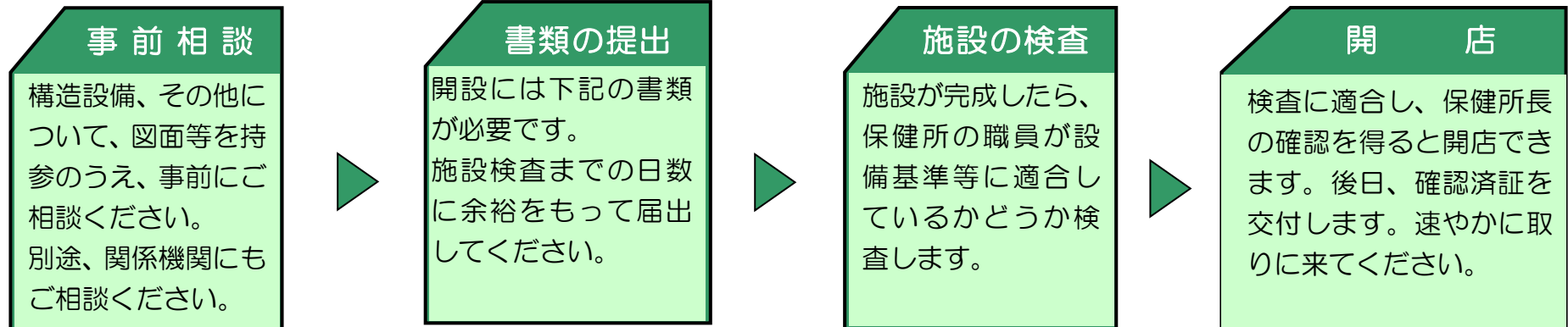
町田市保健所
生活衛生課 環境衛生係

〒194-0021 東京都町田市中町2-13-3

電 話 042(722)7354

ファックス 042(722)3249

クリーニング所(一般)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図
- 有資格者の免許証（**本証**提示）
- 検査手数料（24,000円）
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6ヶ月以内）（**原本**提示）

(例) クリーニング所（一般） 構造設備概要

区分処理・格納設備

○洗濯物を未洗濯、要消毒、洗濯済、仕上済に区別して処理する。

テトラクロロエチレンの貯蔵及び蒸留残さ物等の保管

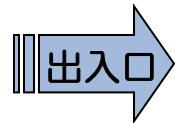
○貯蔵場所及び保管場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止できる構造とする。
○貯蔵タンク及び保管容器は、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とする。

利用者に対する苦情の申出先

○クリーニング所の名称・所在地・電話番号を明記

受取り、引渡し場

○仕上品と未洗濯品が混ざらないよう区分する。



換気・採光・照明

○クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にする。

ドライ設備

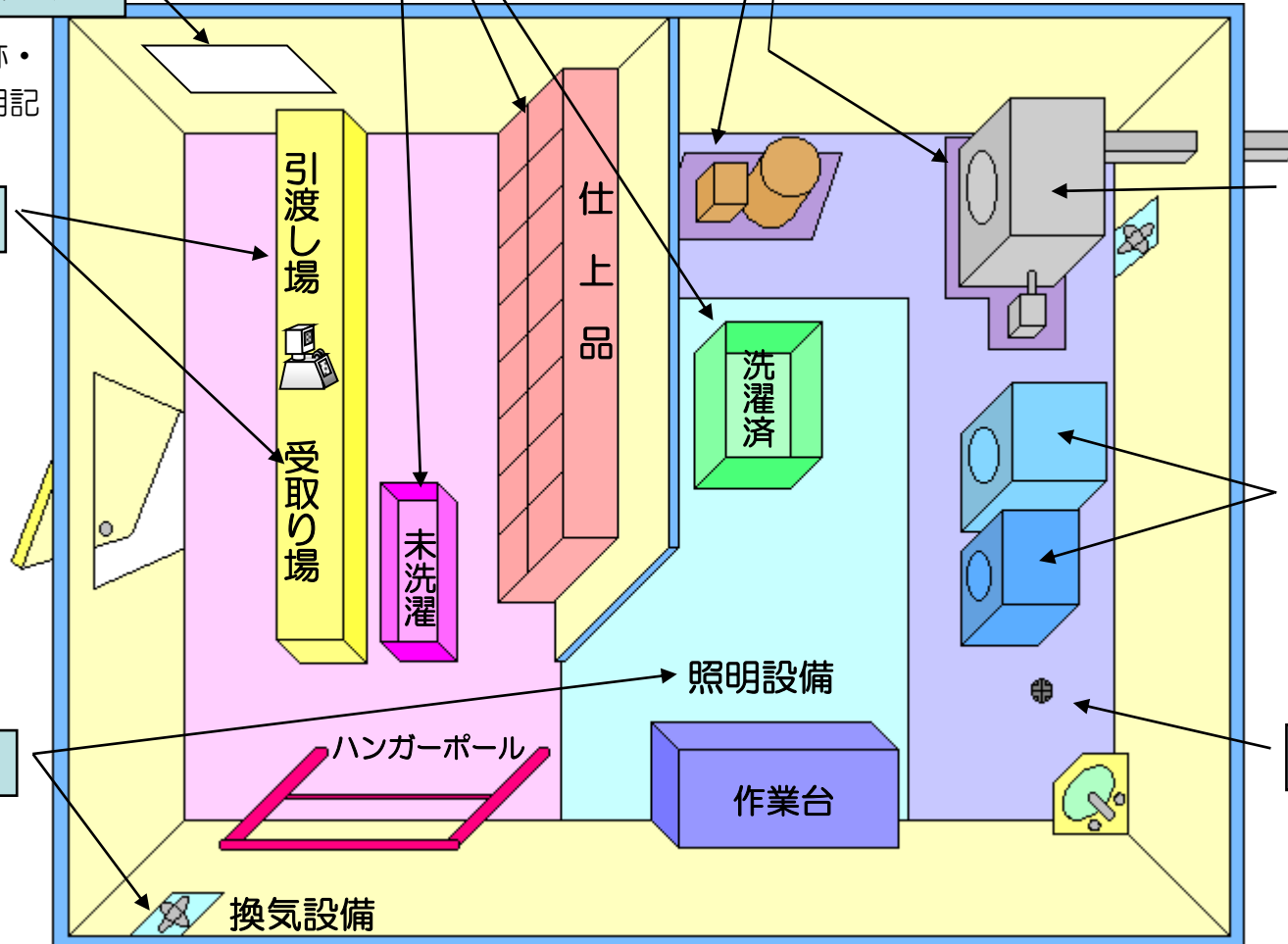
○排水処理装置・溶剤蒸気回収装置を設置すること(テトラクロロエチレンを使用する場合)。

業務用機械

○洗濯機及び脱水機をそれぞれ1台以上、備える。

洗いの床

○不浸透性材料とする。
○適当な勾配と排水口を設ける。



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて
～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ **新規開設届**

- ・ 開設者の変更（営業譲渡による承継を除く）
- ・ 施設の移転（仮店舗も含む）
- ・ 施設の大規模増改築
- ・ 施設の建て替え 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ **変更届**

- ・ 営業者住所の変更
- ・ 法人の名称、本社所在地、代表者の変更
- ・ 施設名称の変更
- ・ 施設の小規模増改築
- ・ 種別の変更（一般→取次、取次→一般）
- ・ クリーニング師の変更
- ・ 施設設備（機械の台数、使用溶剤等）の変更 等

*** 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面 等）

◆ **承継届**

- ・ 事業譲渡により承継した
- ・ 開設者（個人）が死亡し、相続をした
- ・ 開設者（法人）が合併、または分割により承継した

必要書類

- * 承継届

【事業譲渡】

- * 営業の譲渡を証する書類
- * 譲受人が法人の場合は、登記事項証明書

【個人】

- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍全部事項証明書
- * 相続人全員の相続同意書（相続人が2人以上の場合）

【法人】

- * 登記事項証明書（合併又は分割登記後）

◆ **廃止届**

- ・ 営業をやめた 等

必要書類

- * 廃止届

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

クリーニング所(一般)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。 ・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分に作る。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上済の洗濯物を明確に区別する。
溶 剤	・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。 ・排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。 ・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。
利用者への説明	・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。
従事者に関すること	・クリーニング師は全員、3年に1回、研修を受けること。 ・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、3年に1回、講習を受けさせる（研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする）。 ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。

関係機関一覧

クリーニング師試験について	
東京都保健医療局健康安全部 健康安全課 試験・免許担当 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 31 階南側	☎ 03-5320-4358 (直通)
クリーニング師研修・クリーニング業従事者講習、経営相談、融資相談、及びSマーク等について	
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	☎ 03-3445-8751 (代表)
消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、危険物の貯蔵及び取扱い等）について	消防法・火災予防条例
町田消防署 町田市本町田 2380-3	☎ 042-794-0119 (代表)
排水を公共下水道に放流する場合	下水道法
町田市役所 下水道部 下水道管理課 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 8 階	☎ 042-724-4328 (直通)
排水を公共下水道以外に放流する場合（水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等）	水質汚濁防止法
町田市役所 環境資源部 環境共生課 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 7 階	☎ 042-724-2711 (直通)
特別管理産業廃棄物について	廃棄物処理法
東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当 立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎内	☎ 042-528-2693 (直通)
工場・指定作業所について	東京都環境確保条例
町田市役所 環境資源部 環境共生課 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 7 階	☎ 042-724-2711 (直通)
用途地域について	都市計画法
町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 8 階	☎ 042-724-4254 (直通)
建築確認について	建築基準法
町田市役所 都市づくり部 建築開発審査課 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 8 階	☎ 042-724-4413 (直通)